

平成二十七年八月十四日受領
答弁第三七三三号

内閣衆質一八九第三七三号

平成二十七年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する質

問に対する答弁書

一について

当時の状況については様々な見方があり、お尋ねの「東京大空襲」は、当時の国際法に違反して行われたとは言いきれないが、国際法の根底にある基本思想の一たる人道主義に合致しないものであったと考える。

二について

戦後約七十年を経た現時点において米国に対し謝罪、反省を求めるよりも、政府としては、我が国としての体験及び戦後の歩み等を踏まえ、今後も、世界の平和と繁栄に貢献していくことが重要であると考え